

経営革新計画の 作成のポイント

令和8年4月

兵庫県産業労働部地域経済課

〔作成のポイント〕

経営革新計画申請書の作成するに当たり、形式要件のポイント及び計画内容のポイントを次のとおりとりまとめています。

「経営革新計画策定の手引き」とあわせて、参考にしてください。

〔目 次〕

| | | |
|---|---------------------------|----|
| 1 | 形式要件のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 2 | 計画内容のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・ | 11 |

1 形式要件のポイント

申請者自身が「チェックリスト」に基づきチェックした上で申請書を提出することになっています。

申請書の特にチェックしてほしい箇所については2～8頁の吹き出しの「形式チェック1～21」をご覧ください。特に誤りの多い箇所については★マークを付けています。

新規申請用

様式第13

経営革新計画に係る承認申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

〒

住 所

名 称 及 び

代表者職名・氏名

担当者職名・氏名

電 話

F A X

E-mail

中小企業等経営強化法第14条第1項の規定に基づき、別紙の計画について承認を受けたいので申請します。

(別表1)

経営革新計画

形式チェック1

資本金の額が、決算書に記載の数字と合致しているか。

業種・業種

申請者名：
資本金：
創業年月：

業種：
法人番号：

実施体制

〔連携先と連携内容〕

新事業活動

計画の対象となる活動に丸印を付し、経営革新計画とする。

1. 新商品の開発
2. 新役職の導入
3. 商品の導入
4. 役務の導入
5. 技術に関する研究開発及びその成果の利用
6. その他の新たな事業活動

形式チェック4 (チェックリスト4)

取り組みに連携先と連携内容がある場合は「実施体制」に記載しているか。(連携先がない場合は「特になし」と記載して良い。)

形式チェック2 (チェックリスト2, 19)

業種が定款の事業目的と合致しているか。定款の事業目的と計画の事業内容が一致しているか。(していない場合は承認申請と並行して定款の変更申請が必要。)

形式チェック3 (チェックリスト3)

業種が産業分類の小分類(できれば細分類)(R5.6改定の日本標準産業分類)で記載されているか。

計画期間又は事業期間： 年 月 ~ 年 月

研究開発期間： 年 月 ~ 年 月

事業期間： 年 月 ~ 年 月

経営革新の実施に係る内容

- 1 当社の現状と経営課題
 - (A) 会社の沿革
 - (B) 既存事業の経営課題
 - (C) 経営革新に取り組むきっかけ
- 2 経営革新の具体的内容(既存事業との相違点、経営戦略における位置付け等)
 - ① 新規性・独自性
 - (A) 新規性・独自性
 - (B) 既存事業との相違点
 - (C) 経営戦略における位置付け
 - (D) 地域初の取り組み
 - ② 新事業の市場規模
 - (A) 市場規模
 - (B) 競合の状況
 - ③ 実現性
 - (A) 売上の単価の実現性
 - (B) 売上の数量の実現性
 - (C) 資金の実現性
 - (D) 社内体制・スケジュールの実現性

★形式チェック5 (チェックリスト7(5))

開始年月は必ず申請年月以降となっているか。(決算期に合わせる必要はないので、事業開始希望の年月から初めて良い。)

★形式チェック6 (チェックリスト7(4), (6))

事業期間は3~5年で、終了年月は開始年月からちょうど3、4、5年後となっているか。(決算期に合わせて、ちょうど3、4、5年後となっていないケースは誤り。)

経営の向上の程度を示す指標

現 状 (千円)

計画終了年度の目標伸び率 (%) (計画期間終了時点)

1 付加価値額

(年 月 ~ 年 月 (事業期間))

%

%

%

形式チェック7 (チェックリスト7(1))

「現状」の金額は別表3の直近期末欄の金額と一致しているか。

形式チェック8 (チェックリスト7(2), (3))

付加価値の伸び率は年間3%以上となっているか。給与支給総額の伸び率は年間1.5%以上となっているか。
【伸び率計算方法】 A: 直近期末値、B: 計画終了年度末値
伸び率(%) = (B - A) ÷ | A | × 100
※ | | は絶対値を表す記号、小数点以下第2位を四捨五入

★形式チェック10

直近期末によって、計画期間（別表1に記載）と会社の事業年度（別表3に記載）の期間にずれが生じる場合があることに注意すること。

例）3月決算の会社が7年1月に5年計画を申請

計画期間（別表1）：7年2月～12年1月（事業期間7年2月～12年1月）

事業年度（別表3）：直近期末は6年3月期とし、5年後の11年3月期まで記載

（別表3）

経営計画及び資金計画

参加特定事業者名

（単位：千円）

| | 2年前 (●年●月期) | 1年前 (●年●月期) | 直近期末 (●年●月期) | 1年後 (●年●月期) | 2年後 (●年●月期) | 3年後 (●年●月期) | 4年後 (●年●月期) | 5年後 (●年●月期) | 6年後 (●年●月期) | 7年後 (●年●月期) | 8年後 (●年●月期) |
|------------------------|----------------|----------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| ①売上高 | ---- | ---- | ---- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- |
| ②売上原価 | ---- | ---- | ---- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- |
| ③売上総 利益 (①-②) | 0 | 0 | 0 | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- |
| ④販売費 一般管理費 | ---- | ---- | ---- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- |
| ⑤営業利益 (③-④) | 0 | 0 | 0 | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- |
| ⑥経常利益 | ---- | ---- | ---- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- |
| ⑦給与支給総額 | ---- | ---- | ---- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- |
| ⑧人件費 | ---- | ---- | ---- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- |
| ⑨設備投資額 | ---- | ---- | ---- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- |
| ⑩運転資金 | ---- | ---- | ---- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- |
| 普通償却額 | ---- | ---- | ---- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- |
| 特別償却額 | ---- | ---- | ---- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- |
| ⑪減価償却 額 | ---- | ---- | ---- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | 0 | 0 |
| ⑫付加価値 額 (⑤+⑧+⑪) | ---- | ---- | ---- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | 0 | 0 |
| ⑬従業員数 | ---- | ---- | ---- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- |
| ⑭一人当たりの付加 価値額(⑫÷⑬) | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! |
| ⑮政府系金融機 関借入 | ---- | ---- | ---- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- |
| ⑮民間金融機関 借入 | ---- | ---- | ---- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- |
| ⑮自己資金 | ---- | ---- | ---- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- |
| ⑮その他 | ---- | ---- | ---- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- |
| ⑮資金調達額 (⑮+⑮) () | ---- | ---- | ---- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- |
| 合計 | ---- | ---- | ---- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | 0 | 0 |

形式チェック11(チェックリスト9)
直近期末は最新の決算数値を記載しているか。

形式チェック12(チェックリスト14)
①売上高が別表3 補足資料の売上高と一致しているか。

形式チェック13(チェックリスト10)
⑥経常利益は決算書と一致しているか。

形式チェック14-1(チェックリスト11)
⑨設備投資額と⑩運転資金が別表4の年度毎の合計額と一致しているか。

形式チェック14-2
計画前(2年前～直近期末)の設備投資額、運転資金、資金調達額は計画期間外になるので記載しない。

形式チェック14-3
経営革新計画の事業以外の設備投資額、運転資金、資金調達額は記載しない。

形式チェック15(チェックリスト12)
⑮資金調達先と別表6の希望する支援策が一致しているか。

間違えやすい点のみをチェック項目としてあげていますので、計算誤り、人件費や減価償却費の積算等の形式要件についても十分にチェックしてください。

形式チェック16(チェックリスト13)
⑨設備投資額と⑩運転資金の合計額と⑮資金調達額の合計額が一致しているか。

「営業利益」：売上総利益(売上高-売上原価)-販売費及び一般管理費

(付加価値額等の算出方式)

人数、人件費に短時間労働者、派遣労働者に対する費用を算入しましたか。

(はい ・ いいえ)

減価償却費にリース費用を算入しましたか。

(はい ・ いいえ)

従業員数について就業時間による調整を行いましたか。

(はい ・ いいえ)

別表3 補足資料

申請内容に基づく具体的

形式チェック17(チェックリスト14再掲)

別表3補足資料の売上高が別表3の①売上高と一致しているか。

てください。

| | | |
|--|--|----|
| 1年目 | | |
| 売上高 | | 千円 |
| うち経営革新による売上増額 | | 千円 |
| 増額の内訳 | | |
| 2年目 | | |
| 間違いやすい点のみをチェック項目としてあげていきますので、計算誤り等の形式要件についても十分にチェックしてください。 | | |
| 3年目 | | |
| 売上高 | | 千円 |
| うち経営革新による売上増額 | | 千円 |
| 増額の内訳 | | |
| 4年目 | | |
| 売上高 | | 千円 |
| うち経営革新による売上増額 | | 千円 |
| 増額の内訳 | | |
| 5年目 | | |
| 売上高 | | 千円 |
| うち経営革新による売上増額 | | 千円 |
| 増額の内訳 | | |
| 6年目 | | |
| 売上高 | | 千円 |
| うち経営革新による売上増額 | | 千円 |
| 増額の内訳 | | |
| 7年目 | | |
| 売上高 | | 千円 |
| うち経営革新による売上増額 | | 千円 |
| 増額の内訳 | | |
| 8年目 | | |
| 売上高 | | 千円 |
| うち経営革新による売上増額 | | 千円 |
| 増額の内訳 | | |

(別表4)

参加特定事業者名

設備投資計画(経営革新計画に係るもの)

(単位:千円)

| | 機械装置名称 | (導入年度) | 単価 | 数量 | 合計金額 |
|----|--------|--------|----|----|------|
| 1 | | | | | 0 |
| 2 | | | | | 0 |
| 3 | | | | | 0 |
| 4 | | | | | 0 |
| 5 | | | | | 0 |
| 6 | | | | | 0 |
| 7 | | | | | 0 |
| 8 | | | | | 0 |
| 9 | | | | | 0 |
| 10 | | | | | 0 |
| 合計 | | | | | 0 |

形式チェック18(チェックリスト11再掲)

年度毎の合計金額が別表3の⑨設備投資額と一致しているか。

運転資金計画(経営革新計画に係るもの)

(単位:千円)

| 年 度 | 金 額 |
|-----|-----|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

形式チェック19(チェックリスト11再掲)
年度毎の合計金額が別表3の
⑩運転資金と一致しているか。

(チェックリスト15~16は計画内容
チェック箇所と重なるため
省略)

【該当しない場合は提出不要】

(別表5)

組合等が研究開発等事業に係る試験研究費に充てるため、その構成員に対して賦課しようとする負担金の賦課の基準

(単位 千円)

| 試験研究の名称 | 年度 | 賦課基準 | 負担金の合計 及びその積算根拠 | 構成員別の賦課金額 及びその積算根拠 |
|---------|----|------|--------------------|-----------------------|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |
| 4 | | | | |
| 5 | | | | |

形式チェック20(チェックリスト17)
組合等が研究開発を行う場合に作成しているか。

(別表6)

1. 関係機関への連絡希望について

計画が承認された場合に、当該承認を受けた計画の内容について下記関係機関に送付することを希望する場合には、当該箇所には○を記入してください。

| 認定書類の送付を希望する機関名 | | 送付の希望の有・無 |
|----------------------|---|-----------|
| 大阪中小企業投資育成株式会社 | | 有 ・ 無 |
| 兵庫県信用保証協会 | | 有 ・ 無 |
| (公財)ひょうご産業活性化センター | | 有 ・ 無 |
| 株式会社日本政策金融公庫〈中小企業事業〉 | 神戸支店 | 有 ・ 無 |
| 株式会社日本政策金融公庫〈国民生活事業〉 | ※支店名に○をつけてください。 神戸支店 神戸東支店 姫路支店 尼崎支店 豊岡支店 明石支店 | 有 ・ 無 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | ※支店名に○をつけて下さい 神戸支店 姫路支店 尼崎支店 | 有 ・ 無 |

2. 希望する支援策について

経営革新計画が承認された場合に利用を希望する支援策に○印を付けてください。(複数可)

- 1 政府系金融機関(日本政策金融公庫、商工組合中央金庫)による低利融資制度
- 2 中小企業信用保険法の特例
- 3 その他(

形式チェック 21

書類の送付希望先と希望する支援策が別表3の資金調達先と一致しているか。

民間金融機関借入を希望する場合は、書類の送付希望先の「信用保証協会」に○をつけているか確認すること。

※なお、この様式は、それぞれの支援措置を保証

(別表7)

経営革新計画の内容の公表について

「経営革新計画」が承認された場合、貴社の計画内容を兵庫県ホームページで公表してもよい場合、以下の該当する項目に○印及びURLを記入してください。

①企業名 (可 ・ 否)

②代表者名 (可 ・ 否)

③資本金 (可 ・ 否)

④従業員数 (可 ・ 否)

⑤所在地 (可 ・ 否)

⑥電話番号 (可 ・ 否)

⑦経営革新計画の概要 (可 ・ 否)

⑧貴社のホームページへのリンク (可 ・ 否)

貴社のホームページURL ()

(可の場合、兵庫県ホームページの承認企業一覧からリンクします。)

【参考】兵庫県経営革新ホームページ で検索

https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/ie04_000000017.html

(別表8)

調 査 書

※この調査書は、今後の広報手法及び支援機関における支援内容の充実・向上を図ることを目的としています。この調査書の回答内容が審査に影響を与えることはありませんので、主旨をご理解の上、回答へのご協力をよろしく申し上げます。

1 経営革新計画の情報入手先

経営革新計画をどのようにして知りましたか。該当するものに○印をつけてください。(複数回答可)

| | |
|--|--|
| ①金融相談の際に政府系金融機関（(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫）から紹介された。 | |
| ②金融相談の際に民間金融機関から紹介された。 | |
| ③商工会・商工会議所から紹介された。 | |
| ④都道府県（県民局等）から紹介された。 | |
| ⑤(独)中小企業基盤整備機構（中小機構近畿）から紹介された。 | |
| ⑥(公財)ひょうご産業活性化センターから紹介された。 | |
| ⑦ | |
| ⑧税理士・中小企業診断士等の専門家から紹介された。 | |
| ⑨民間コンサルタントから紹介された。 | |
| ⑩セミナー、研修会で知った。 | |
| ⑪パンフレットで知った。 | |
| ⑫HPで知った。 | |
| ⑬兵庫県中小企業団体中央会から紹介された。 | |
| ⑭その他（ ） | |

2 アドバイス機関とその効果について

経営革新計画の策定に当たってどのような機関からアドバイスを受けましたか。アドバイスを受けた機関を最大3つまで以下から選んで番号を記入してください。また、その機関から受けた主な「アドバイスの内容」とその「効果」を以下から1つずつ選んで番号を記入してください。

| | (1) アドバイス機関 | (2) アドバイスの内容 | (3) 効果 |
|---|-------------|--------------|--------|
| 1 | | | |
| 2 | | | |
| 3 | | | |

(1) アドバイス機関

- ①商工会・商工会議所
- ②(独)中小企業基盤整備機構（中小機構近畿）
- ③(公財)ひょうご産業活性化センター
- ④
- ⑤組合・都道府県中小企業団体中央会
- ⑥政府系金融機関
- ⑦民間金融機関
- ⑧中小企業診断士
- ⑨税理士・公認会計士・弁理士
- ⑩民間コンサルタント
- ⑪兵庫県（県民局等）
- ⑫公設試験研究機関
- ⑬大学
- ⑭市町の窓口
- ⑮経営革新計画承認企業
- ⑯その他（ ）

(2) アドバイス内容

- ①経営革新計画の説明
- ②企画立案のアドバイス
- ③計画書の書き方を指導
- ④支援措置の説明
- ⑤技術開発の指導
- ⑥販路の指導・斡旋
- ⑦資金調達の方法
- ⑧事業パートナーの紹介
- ⑨人材確保の方法
- ⑩事業の実施体制を指導
- ⑪財務・会計の指導
- ⑫法律相談
- ⑬特許関連の相談
- ⑭IT関係の相談・指導
- ⑮その他（ ）

(3) アドバイスの効果

- ①充分効果があった
- ②まあまあ効果があった
- ③あまり効果がなかった
- ④全く効果がなかった
- ⑤どちらとも言えない

2 計画内容のポイント

計画内容については、ポイントが次のとおり4項目（「経営課題等の明確化」「新規性・独自性」「成長性」「実現性」）あります。

① 経営課題等の明確化

経営革新のための事業を行うに先立ち、「ローカルベンチマーク」等を用いて、自社の現状を具体的に分析し、経営課題を整理するとともに、経営革新のための事業を的確に実施するため、当該事業が経営課題の解決に資することを明確化します。

注)「ローカルベンチマーク」とは、企業の経営者等と支援機関が、企業の経営状態を把握し、互いに対話を行うための基本的な枠組みである。具体的には、六つの財務情報（売上高増加率、営業利益率、労働生産性、EBITDA有利子負債倍率、営業運転資本回転期間及び自己資本比率）並びに商流・業務フロー及び四つの視点（経営者、関係者、事業及び内部管理体制）に係る非財務情報から構成される。（次の経済産業省のホームページ参照：

https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/)

② 新規性・独自性

「新規性・独自性」は、申請書の内容が経営革新計画に該当するものであるか判断する最も重要な項目です。「新規性・独自性」を有すると認められるためには、下記の2点を満たす必要があります。

ア 「新事業活動」に該当するか

申請書の別表1の記載内容から、経営革新計画の目標及び内容が「新規性・独自性」を有し、「中小企業等の経営強化に関する基本方針」に定められた「新事業活動」（5類型のいずれか）と認められるか否か、判断します。

【「新事業活動」の定義】

（「中小企業等の経営強化に関する基本方針」第3の1の一）

一 新事業活動

「新事業活動」とは、①新商品の開発又は生産、②新役務の開発又は提供、③商品の新たな生産又は販売の方式の導入、④役務の新たな提供の方式の導入、⑤技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動を指す。個々の事業者にとって新たな事業活動であれば、既に他の事業者において採用されている技術・方式等を活用する場合についても原則として支援する。ただし、業種ごとに同業の中小企業（地域性の高いものについては同一地域における同業他社）における当該技術・方式等の導入状況を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式等の導入については支援対象外とする。

なお、「新事業活動」に該当するか否か判断するためには、計画内容に具体性が必要です。

具体性の乏しい記載例は次のようなものです。

- ・ 意欲や社会的意義は充分書かれているが、何を実施するのか不明確
- ・ 「とにかくすごいことをする」らしいが、何をするのかが不明確
- ・ 他社と連携して「新規性・独自性」を有する事業を実施するが、申請者と他社の役割分担が不明確（他社の取り組みには「新規性・独自性」があるが、申請者の取り組みに「新規性・独自性」が無い場合は承認できないので注意）
- ・ 一見、「新規性・独自性」を有しているような事業を書いているが、単なる羅列に止まるなど、具体性が乏しい

イ 既に相当程度普及している技術・方式等の導入は対象外

「新事業活動」5類型に該当する場合でも、同業の中小企業（地域性の高いものについては同一地域における同業他社）において既に相当程度普及している技術・方式等の導入については承認対象外とすることとなっています。（国の基本方針より）

なお、兵庫県においては、相当程度の普及について、地域性のないものは全国初、地域性の高いものについては県民局・県民センター管内初であることを基本として、それぞれの計画内容を勘案して判断します。

また、この点については申請者がチェックリストにおいて「全国初」「県内初」「県民局・県民センター管内初」のいずれに該当するか自己申告することになっています。

③ 成長性

「新規性・独自性」を有する新事業活動であっても、申請者の新事業に「成長性」がなければ、法第2条が定める「経営の相当程度の向上」を図ることができません。この「成長性」については、申請書の別表1に記載された市場規模及び競合の状況から、判断します。

「中小企業等経営強化法」第2条

第9項 この法律において、「経営革新」とは、事業者が新事業活動を行うことによりその経営の相当程度の向上を図ることをいう。

(注) 経営の相当程度の向上については、「中小企業等の経営強化に関する基本方針」において、(イ) 付加価値額又は従業員一人当たりの付加価値額のいずれか：年3%以上、(ロ) 給与支給総額：年1.5%以上、と定められている。

④ 実現性

新事業活動が「新規性・独自性」「成長性」を有するものであっても、申請者の計画に「実現性」がなければ、法第2条が定める「経営の相当程度の向上」を図ることができません。この「実現性」については、申請書の別表1～5、チェックリストの記載内容から判断します。

(実現性が求められる記載事項)

- ・ 売上（売上単価・売上数量）
- ・ 設備投資計画
- ・ 運転資金計画
- ・ 資金調達（金融機関からの融資）
- ・ 資金の返済能力
- ・ 実施計画（社内体制整備、スケジュール）
- ・ 組合等の試験研究費の構成員に対する負担金の賦課基準
- ・ 許認可の取得 その他

【計画内容チェック箇所】

新規申請用

様式第13

経営革新計画に係る承認申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

〒

住 所

名 称 及 び

代表者職名・氏名

担当者職名・氏名

電 話

F A X

E-mail

中小企業等経営強化法第14条第1項の規定に基づき、別紙の計画について承認を受けたいので申請します。

(別表1)
経営革新計画

新規性・独自性チェック①

連携先がある場合は「新規性・独自性」を有する取り組みが連携先によるものでなく、申請者によるものであること（新規性・独自性チェック⑤の記載内容も参照すること）。役割分担が明確でない場合は、新規性・独自性チェック①または⑤に役割分担の記載が必要です。

申請者名：
資本金：
創業年月：

実施体制

〔連携先と連携内容〕

新事業活動の類型

経営革新の目標

計画の対象となる類型全てに丸印を付ける。

経営革新計画のテーマ：
〔取り組みの具体的な内容〕

1. 新商品の開発又は生産
2. 新役務の開発又は提供
3. 商品の新たな生産又は販売の方式の導入

新規性・独自性チェック②
○をつけた新事業活動の類型が新規性・独自性チェック③④の記載内容と一致しているか。一致しない場合は修正すること。

新規性・独自性チェック③

「経営革新の目標」には新事業活動の取り組み内容と新事業によって目指すことを記載されているか。記載内容が「新規性・独自性」を有し、新規性・独自性チェック②と合致するか。

計画期間： 年 月 ~ 年 月

研究開発期間： 年 月 ~ 年 月

事業期間： 年 月 ~ 年 月

経営革新の実施に係る内容

1 当社の現状と経営課題

(A 会社の沿革)

(B 既存事業の経営課題)

(C 経営革新に取り組むきっかけ)

経営課題の明確化

会社の沿革と既存事業の経営課題について記載されているか。

単なる紹介ではなく、新事業活動への理解が進む内容（新事業活動に取り組むきっかけとなった既存事業の経営課題や新事業に必要なノウハウを有する等）であること。

〔経営課題等の明確化〕

経営革新のための事業を行うに先立ち、「ローカルベンチマーク」等を用いて自社の現状を具体的に分析し、経営課題を整理するとともに、経営革新のための事業を的確に実施するため、当該事業が経営課題の解決に資することを明確化するものとする。

注)「ローカルベンチマーク」とは、企業の経営者等と支援機関が、企業の経営状態を把握し、互いに対話を行うための基本的な枠組みである。具体的には、六つの財務情報（売上高増加率、営業利益率、労働生産性、EBITDA 有利子負債倍率、営業運転資本回転期間及び自己資本比率）並びに商流・業務フロー及び四つの視点（経営者、関係者、事業及び内部管理体制）に係る非財務情報から構成される。

2 経営革新の具体的内容（既存事業との相違点、経営戦略における位置付け等）

① 新規性・独自性

(A) 新規性・独自性

新規性・独自性チェック④

新事業活動の「新規性・独自性」がわかるように具体的に記載されているか。

- ・新事業活動の内容が具体的に記載されているか。
- ・新事業活動によってどのような効果生まれるか具体的に書かれているか。
- ・既存事業や同業他社（地域性の高いものは同一地域における同業他社）との比較が具体的に書かれているか。比較表等によってわかりやすくまとめてあるとより良い。
- ・工程の改善等、専門的な内容は図示等により理解しやすくなっているとより良い。

なお、下記例示のように計画内容に具体性が乏しい内容ではないこと。

- ・意欲や社会的意義は充分書かれているが、何を実施するのか不明確。
- ・「とにかくすごいことをする」らしいが、何に新規性があるのかが不明確。
- ・他社と連携して「新規性・独自性」を有する事業を実施するが、申請者と他社の役割分担が不明確。
- ・一見、「新規性・独自性」を有しているような事業を書いているが、単なる羅列に止まるなど、具体性が乏しい。

(B) 既存事業との相違点

(C) 経営戦略における位置付け

新規性・独自性チェック⑤

経営革新計画に記載する新規事業を今後の自社の経営の中でどう位置づけるのかを具体的に記載する。

例えば、「現在の事業を2～3年後には廃止し、全て新規事業に置き換える」等の経営戦略を記載する。

(D) 地域初の取り組み

新規性・独自性チェック⑥

新事業活動における技術・方式等の普及状況（新規性・独自性の「全国初」、「県内初」、「県民局・県民センター管内初」又は「その他」）及びそれを確認した根拠を記載する。

② 新事業の市場規模と競合の状況

(A) 市場規模

成長性チェック①

新事業活動の商圏内の市場規模が記載されているか確認すること。市場規模は国の統計データ、シンクタンクの調査結果、業界内の情報、既存事業からの推測等、客観的なデータに基づいて想定していることが望ましい。また、市場規模を過大に想定しないために、ターゲットを絞っていることが望ましい。

(B) 競合の状況

成長性チェック②

新事業活動の商圏内の競合の状況を記載すること。なお、「新事業活動のため競合相手はいない」と記載している事例が散見されるが、全く同一の商品やサービスはなくても類似のものとの競合は生じていることから、そのような競合相手について記載されていることが望ましい。

③ 実現性

(A) 売上の単価の実現性

実現性チェック①

別表3補足資料に記載された売上の単価が類似商品・サービスと比較して優位性があり、市場に受け入れられるものであることが記載されているか確認すること。
(類似商品・サービスより安いのか、高いのか。高い場合は品質等に優位性があるのか。)

(B) 売上の数量の実現性

実現性チェック②

別表3補足資料に記載された売上の数量がどのように設定され、市場規模から見て、実現性を有することの根拠が記載されているか確認すること。

(C) 資金の実現性

実現性チェック③

別表4の設備投資計画及び運転資金計画の資金調達の実現性を記載すること。

(D) 社内体制・スケジュールの実現性

実現性チェック④

社内体制整備やスケジュールが新事業活動を実現するに足りるものであることが記載されているか、また、別表2の実施計画と矛盾がないか確認すること。

実現性チェック⑤

その他、新事業活動の内容に応じた実現性（許認可の取得の有無等）について記載されているか確認すること。

| 経営の向上の程度を示す指標 | | 現 状 |
|---------------|-------------|-----------------------|
| 1 | 付加価値額 | (年 月 ~ 年 月 (事業期間 年)) |
| 2 | 一人当たりの付加価値額 | % |
| 3 | 給与支給総額 | % |

(別表3)

経営計画及び資金計画
参加特定事業者名

実現性チェック⑦-1

ここに記載された経営計画及び資金計画が、別表1に記載された新事業を実現するに足りるものであることを確認すること。
特に売上高、資金調達額が過大と思われる場合は、別表3補足資料の売上増額の内訳、実現性チェック③の資金調達の考え方、金融機関との協議状況を参考に、実現性を有するか確認すること。

| | 2年前 (●年●月期) | 1年前 (●年●月期) | 直近期末 (●年●月期) | 1年後 (●年●月期) | 2年後 (●年●月期) | 3年後 (●年●月期) | 4年後 (●年●月期) | 5年後 (●年●月期) | 6年後 (●年●月期) | 7年後 (●年●月期) | 8年後 (●年●月期) | 9年後 (●年●月期) | 10年後 (●年●月期) |
|-----------------------|----------------|----------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|
| ①売上高 | ---- | ---- | ---- | | | | | | | | | | |
| ②売上原価 | ---- | ---- | ---- | | | | | | | | | | |
| ③売上総利益 (①-②) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ④販売費及び 一般管理費 | ---- | ---- | ---- | | | | | | | | | | |
| ⑤営業利益 (③-④) | 0 | | | | | | | | | | | | 0 |
| ⑥経常利益 | ---- | ---- | ---- | | | | | | | | | | |
| ⑦給与支給総額 | ---- | ---- | ---- | | | | | | | | | | |
| ⑧人件費 | ---- | ---- | ---- | | | | | | | | | | |
| ⑨設備投資額 | ---- | ---- | ---- | | | | | | | | | | |
| ⑩運転資金 | ---- | ---- | ---- | | | | | | | | | | |
| 普通償却額 | ---- | ---- | ---- | | | | | | | | | | |
| 特別償却額 | ---- | ---- | ---- | | | | | | | | | | |
| ⑪減価償却費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑫付加価値額 (⑤+⑧+⑪) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑬従業員数 | | | | | | | | | | | | | |
| ⑭一人当たりの付加 価値額(⑫÷⑬) | #DIV/0! | #DIV/0! | | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! |
| ⑮資金調達額 (⑨+⑩) | 政府系金融機 関借入 | ---- | ---- | | | | | | | | | | |
| | 民間金融機関 借入 | ---- | ---- | | | | | | | | | | |
| | 自己資金 | ---- | ---- | ---- | | | | | | | | | |
| | その他 | ---- | ---- | ---- | | | | | | | | | |
| 合計 | ---- | ---- | ---- | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

実現性チェック⑦-2

売上の増加額に対して、原価、販売費及び一般管理費が大きく変わっていない場合は、その理由を「別表1」等に記載すること。

実現性チェック⑦-3

売上の増加額に対して、従業員数が大きく変わっていない場合は、その理由を、「別表1」等に記載すること。

(各種指標の算出式)

「給与支給総額」：給与+賞金+賞与+各種手当

「付加価値額」：営業利益+人件費+減価償却費

「一人当たりの付加価値額」：付加価値額÷従業員数

「営業利益」：売上総利益(売上高-売上原価)-販売費及び一般管理費

(付加価値額等の算出方式)

人数、人件費に短時間労働者、派遣労働者に対する費用を算入しましたか。

(はい ・ いいえ)

減価償却費にリース費用を算入しましたか。

(はい ・ いいえ)

従業員数について就業時間による調整を行いましたか。

(はい ・ いいえ)

別表3 補足資料

申請内容に基づく具体的数値（売上の単価や数量に基づく積算式等）を記載してください。

| | | |
|---------------|--|----|
| 1 年 目 | | |
| 売 上 高 | | 千円 |
| うち経営革新による売上増額 | | 千円 |
| 増額の内訳 | | |
| 2 年 目 | | |
| 売 上 高 | | 千円 |
| うち経営革新による売上増額 | | 千円 |
| 増額の内訳 | | |
| 3 年 目 | | |
| 売 上 高 | | 千円 |
| うち経営革新による売上増額 | | 千円 |
| 増額の内訳 | | |
| 4 年 目 | | |
| 売 上 高 | | 千円 |
| うち経営革新による売上増額 | | 千円 |
| 増額の内訳 | | |
| 5 年 目 | | |
| 売 上 高 | | 千円 |
| うち経営革新による売上増額 | | 千円 |
| 増額の内訳 | | |
| 6 年 目 | | |
| 売 上 高 | | 千円 |
| うち経営革新による売上増額 | | 千円 |
| 増額の内訳 | | |
| 7 年 目 | | |
| 売 上 高 | | 千円 |
| うち経営革新による売上増額 | | 千円 |
| 増額の内訳 | | |
| 8 年 目 | | |
| 売 上 高 | | 千円 |
| うち経営革新による売上増額 | | 千円 |
| 増額の内訳 | | |

実現性チェック⑧
 新事業活動を実施することによる売上増額の積算根拠がわかるように記載されているか確認すること。
 （単なる金額でなく、必ず「単価×数量」として記載されていること。）
 項目数が多い場合は別紙としてもよい。
 なお、
 ・ここに記載された売上の単価、数量について、別表1に記載があるか（実現性チェック①②参照）。
 ・売上増額の内容と、別表2の内容に齟齬がないかについて確認すること。

(別表4)

参加特定事業者名

設備投資計画(経営革新計画に係るもの)

(単位:千円)

| | 機械装置名称 | (導入年度) | 単価 | 数量 | 合計金額 |
|----|--------|--------|----|----|------|
| 1 | | | | | 0 |
| 2 | | | | | 0 |
| 3 | | | | | 0 |
| 4 | | | | | 0 |
| 5 | | | | | 0 |
| 6 | | | | | 0 |
| 7 | | | | | 0 |
| 8 | | | | | 0 |
| 9 | | | | | 0 |
| 10 | | | | | 0 |
| | | | | | 0 |

実現性チェック⑨

ここに記載された設備投資計画が、別表1に記載された新事業活動を実現するに足りるものであることを確認すること。記載された機械装置等について、新事業活動における必要性が別表1から読み取れない場合は、別表1を修正すること。なお、新事業活動と関係のない機械装置等が計上されている場合は、申請から外すこと。

【設備投資の例示】

- ・工場・店舗・事務所等の建築資金又は敷地の取得資金
- ・入店保証金
- ・権利金
- ・敷金
- ・機械設備・車両等の購入費

運転資金計画(経営革新計画に係るもの)

(単位:千円)

| 年 度 | 金 額 |
|-----|-----|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

実現性チェック⑩

ここに記載された運転資金計画が明確な積算根拠を有し、別表1に記載された新事業活動を実現するに足りるものであることを確認すること。

(あらかじめ別表1又はこの欄外に積算根拠を記載しておくことが望ましい。)

新事業活動と関係のない運転資金が計上されている場合は、申請から外すこと。

【運転資金の例示】

- ・仕入資金
- ・買掛金・支払手形・未払金決済資金
- ・給料
- ・納税資金
- ・敷金・保証金等の返却資金

(別表5)

組合等が研究開発等事業に係る試験研究費に充てるため、その構成員に対して賦課しようとする負担金の賦課の基準

(単位 千円)

| 試験研究の名称 | 年度 | 賦課基準 | 負担金の合計 及びその積算根拠 | 構成員別の賦課金額 及びその積算根拠 |
|---------|----|------|--------------------|-----------------------|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |
| 4 | | | | |
| 5 | | | | |

実現性チェック①

組合等の試験研究費の構成員に対する負担金がある場合、ここに記載された賦課の基準が適切で、別表1に記載された新事業を実現するに足りるものであることを確認すること。

(別表6)

1. 関係機関への連絡希望について

計画が承認された場合に、当該承認を受けた計画の内容について下記関係機関に送付することを希望する場合には、当該箇所には○を記入してください。

| 認定書類の送付を希望する機関名 | | 送付の希望の有・無 |
|----------------------|---|-----------|
| 大阪中小企業投資育成株式会社 | | 有 ・ 無 |
| 兵庫県信用保証協会 | | 有 ・ 無 |
| (公財)ひょうご産業活性化センター | | 有 ・ 無 |
| 株式会社日本政策金融公庫〈中小企業事業〉 | 神戸支店 | 有 ・ 無 |
| 株式会社日本政策金融公庫〈国民生活事業〉 | ※支店名に○をつけてください。 神戸支店 神戸東支店 姫路支店 尼崎支店 豊岡支店 明石支店 | 有 ・ 無 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | ※支店名に○をつけて下さい 神戸支店 姫路支店 尼崎支店 | 有 ・ 無 |

2. 希望する支援策について

経営革新計画が承認された場合に利用を希望する支援策に○印を付けてください。(複数可)

- 1 政府系金融機関(日本政策金融公庫、商工組合中央金庫)による低利融資制度
- 2 中小企業信用保険法の特例
- 3 その他()

※なお、この様式は、それぞれの支援措置を保証するものではありません。

(別表7)

経営革新計画の内容の公表について

「経営革新計画」が承認された場合、貴社の計画内容を兵庫県ホームページで公表してもよい場合、以下の該当する項目に○印及びURLを記入してください。

①企業名 (可 ・ 否)

②代表者名 (可 ・ 否)

③資本金 (可 ・ 否)

④従業員数 (可 ・ 否)

⑤所在地 (可 ・ 否)

⑥電話番号 (可 ・ 否)

⑦経営革新計画の概要 (可 ・ 否)

⑧貴社のホームページへのリンク (可 ・ 否)

貴社のホームページURL ()

(可の場合、兵庫県ホームページの承認企業一覧からリンクします。)

【参考】兵庫県経営革新ホームページ で検索

https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/ie04_000000017.html

(別表8)

調 査 書

※この調査書は、今後の広報手法及び支援機関における支援内容の充実・向上を図ることを目的としています。この調査書の回答内容が審査に影響を与えることはありませんので、主旨をご理解の上、回答へのご協力をよろしくお願いいたします。

1 経営革新計画の情報入手先

経営革新計画をどのようにして知りましたか。該当するものに○印をつけてください。(複数回答可)

| | |
|--|--|
| ①金融相談の際に政府系金融機関（(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫）から紹介された。 | |
| ②金融相談の際に民間金融機関から紹介された。 | |
| ③商工会・商工会議所から紹介された。 | |
| ④都道府県（県民局等）から紹介された。 | |
| ⑤(独)中小企業基盤整備機構（中小機構近畿）から紹介された。 | |
| ⑥(公財)ひょうご産業活性化センターから紹介された。 | |
| ⑦_____ | |
| ⑧税理士・中小企業診断士等の専門家から紹介された。 | |
| ⑨民間コンサルタントから紹介された。 | |
| ⑩セミナー、研修会で知った。 | |
| ⑪パンフレットで知った。 | |
| ⑫HPで知った。 | |
| ⑬兵庫県中小企業団体中央会から紹介された。 | |
| ⑭その他（ _____ ） | |

2 アドバイス機関とその効果について

経営革新計画の策定に当たってどのような機関からアドバイスを受けましたか。アドバイスを受けた機関を最大3つまで以下から選んで番号を記入してください。また、その機関から受けた主な「アドバイスの内容」とその「効果」を以下から1つずつ選んで番号を記入してください。

| | (1) アドバイス機関 | (2) アドバイスの内容 | (3) 効果 |
|---|-------------|--------------|--------|
| 1 | | | |
| 2 | | | |
| 3 | | | |

(1) アドバイス機関

- ①商工会・商工会議所
- ②(独)中小企業基盤整備機構（中小機構近畿）
- ③(公財)ひょうご産業活性化センター
- ④_____
- ⑤組合・都道府県中小企業団体中央会
- ⑥政府系金融機関
- ⑦民間金融機関
- ⑧中小企業診断士
- ⑨税理士・公認会計士・弁理士
- ⑩民間コンサルタント
- ⑪兵庫県（県民局等）
- ⑫公設試験研究機関
- ⑬大学
- ⑭市町の窓口
- ⑮経営革新計画承認企業
- ⑯その他（ _____ ）

(2) アドバイス内容

- ①経営革新計画の説明
- ②企画立案のアドバイス
- ③計画書の書き方を指導
- ④支援措置の説明
- ⑤技術開発の指導
- ⑥販路の指導・斡旋
- ⑦資金調達の方法
- ⑧事業パートナーの紹介
- ⑨人材確保の方法
- ⑩事業の実施体制を指導
- ⑪財務・会計の指導
- ⑫法律相談
- ⑬特許関連の相談
- ⑭IT関係の相談・指導
- ⑮その他（ _____ ）

(3) アドバイスの効果

- ①充分効果があった
- ②まあまあ効果があった
- ③あまり効果がなかった
- ④全く効果がなかった
- ⑤どちらとも言えない